

昭和三十一年郵政省令第十六号

電波法による伝搬障害の防止に関する規則
電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第二
条の三(伝搬障害防止区域における高層建築物
等に係る届出)及び第二十条の六(重要無線通信
障害原因となる高層部分の工事の制限)第三号の
規定に基づき、かつ、同法第二十条の二から第二
十条の十までの規定を実施するため、電波法によ
る伝搬障害の防止に関する規則を次のように定め
る。

(趣旨)

第一条 この規則は、八九〇MHz以上の周波数
の電波の伝搬障害の防止に関する法の規定の委
任に基づく事項及び法の規定を施行するために
必要な事項を定めるものとする。

(防止区域の指定の解除等の通知)

第二条 総務大臣は、次の各号の一に該当する場
合においては、法第二十条の五第一項及び第二
条の規定により届出に係る高層部分(法第二
十条の三第一項に規定する高層部分をいう。以下
同じ。)が伝搬障害防止区域(以下「防止区域」
という。)に係る重要無線通信障害原因となる
と認められる旨の通知をした建築主(法第二
十条の六の規定により現に当該防止区域内(その
区域とその他の区域とにわたる場合を含む。)に
おいてする指定行為(法第二十条の三第一項
に規定する指定行為をいう。以下同じ。)に係
る工事を制限されている者に限る。)に対し、
それぞれその旨を通知する。

一 法第二十条の二第四項の規定により当該電
波伝搬路に係る防止区域の指定を解除したと
き。
二 当該電波伝搬路に係る防止区域の範囲を縮
小したことにより、当該指定行為が当該防止
区域内においてするものでないものとなつた
とき。

三 当該電波伝搬路に係る防止区域内におい
てする指定行為に係る工作物の高層部分のうち
重要無線通信障害原因とならないものとなつ
たと認められる部分があることを認めたと
き。

(高さの算定)

第三条 法第二十条の三第一項に規定する地表か
らの高さの算定については、工作物の敷地に接
する道路の路面の中心の位置(当該工作物の敷
地に接する道路がない場合は、当該工作物が周
圍の地面と接する位置)のうち最低のものから
の高さによるものとする。

(届出の除外)

第四条 法第二十条の三第一項の規定により、指
定行為に係る工作物で、当該工作物に次の各号
の一に掲げるものが含まれることにより当該工
作物が高層建築物等(同項第一号に規定する高
層建築物等をいう。以下同じ。)となるもの及
び指定行為に係る工作物のうち次の各号中第一
号から第三号までに掲げるもの部分に関する
事項については、同項の規定による届出を要し
ないものとする。

一 避雷針、旗ざおその他これに類する大きさ
及び形状のもの

二 防止区域に係る無線局の空中線又は無給電
中継装置の設置場所から五メートル以上
離れた地点にある煙突その他柱状の工作物で
その高層部分の幅が一メートル以内のもの

三 送電線

四 屋上突出物となるむね飾り又は防火壁
建築物の屋上部分となる階段室、昇降機
塔、裝飾塔、物見塔、屋窓又は建築設備(建
築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第
二条第三号に規定する建築設備をいう。)で、
その水平投影面積の合計が当該建築物の建築
面積の八分の一以内、その高さが十二メー
トル以下のもの(都市計画区域(同条第二十号
に規定する都市計画区域をいう。)内のもの
に限る。)

六 防火地域及び準防火地域(都市計画法(昭
和四十三年法律第九号)第八条第一項第五号
に規定する防火地域及び準防火地域をいう。)
外においてする建築物の増築、改築又は移築
に係るものでその増築、改築又は移築に係る
部分の床面積の合計が十平方メートル以内の
もの

第五條 法第二十条の三第一項第三号の規定によ
る改築、修繕又は模様替えの程度は、高層部分
の位置、高さ、大きさ、形状、構造又は主要材
料に変更を及ぼす範囲のものとする。

(届出を要する改築等の程度)

第六條 法第二十条の三第四項の規定により、指
定行為に係る施工の準備の完了の程度で当該指
定行為が施工中となるものは、当該指定行為に
係る事項につき次の各号のいずれかに掲げる処
分があつたこととする。

一 建築基準法第六条第一項の規定による建築
主事又は建築副主事の確認(同法第十八条第
三項の規定による適合の通知を含む。)

二 建築基準法第五十五条第四項第一号若しく
は第二号、第五十六条の二第一項ただし書、
第五十九条第四項又は第五十九条の二第一項
の規定による特定行政庁の許可

三 電気事業法(昭和三十一年法律第七十
号)第三条第一項若しくは第八条第一項又は
ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)
第三十五条若しくは第四十条第一項の規定に
よる経済産業大臣の許可

(既存の高層建築物等に係る変更)

第七條 防止区域の指定の際における指定行為に
係る工事の計画のうち、その変更について法第
二条の三第六項の規定により同条第二項及び
第三項の規定が準用される事項は、次の各号に
掲げる事項とする。

一 高層建築物等の位置又は高さ

二 高層部分の大きさ、形状、構造又は主要
材料

(工事等の届出)

第八條 法第二十条の三第一項、第二項(同条第
六項及び第二十条の四第二項において準用する
場合を含む。)又は第五項の規定による届出は、
それぞれ別表第一号、第二号又は第三号の様式
による届書に当該高層建築物等に係る次の図面
(法第二十条の三第二項の規定による届出につ
いては変更後の図面)を添えて行なうものとな
す。この場合において、同条第五項の規定によ
る届出については、当該届出に係る指定行為が
施工中であることを証する書面を当該届書に添
付しなければならない。

一 敷地付近見取図(方位、道路及び目標とな
る地物を明示すること。)

二 配置図(縮尺、方位及び敷地内における位
置を明示すること。)

三 高層部分の外形を示す立面図及び平面図
(縮尺、方位、高さ及び幅を明示すること。)

第九條 法第二十条の六第三号の規定により同条
に規定する工事の制限が解除される場合は、第
二条の規定による通知があつたときとする。

(あつせんの申出)

第十條 法第二十条の七第二項の規定によるあつ
せんの申出は、協議の相手方の氏名又は名称及
び住所、協議の経緯、意見又は希望、法第二
十条の五の規定による総務大臣の通知の番号及び
年月日その他参考となる事項を記載した文書に
よつて行なうものとする。

(書類の提出)

第十一條 法第二十条の三、第二十条の四若しく
は第二十条の九又は前条の規定により総務大臣
に提出する書類は、高層建築物等の施工地又は
所在地を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信
事務所長を含む。)を経由するものとする。

附則

この省令は、電波法の一部を改正する法律
(昭和二十九年法律第四十九号)の施行の日
(昭和二十九年九月一日)から施行する。

附則 (昭和四〇年七月一日郵政省令第
二〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四四年六月二四日郵政省令
第一九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年一月二二日郵政省
令第三二号)抄
この省令は、昭和四十六年一月一日から施行
する。

附則 (昭和四七年五月一日郵政省令第
一六号)
この省令は、昭和四十七年五月十五日から施
行する。

附則 (昭和四七年七月一日郵政省令第
二五号)抄
この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行前にされた電波法(昭和二十
五年法律第三十一号)に基づく告示、処分、
手続その他の行為のうち、周波数の計量単位と
して、サイクル毎秒若しくはサイクル、キロサ
イクル、メガサイクル、ギガサイクル又はテラ
サイクルを用いたものは、この省令の施行の日
以降においては、それぞれ、ヘルツ、キロヘル
ツ、メガヘルツ、ギガヘルツ又はテラヘルツを
用いたものとみなす。

附則 (昭和五六年一月一六日郵政省令
第四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六〇年三月一五日郵政省令
第一三三号)
この省令は、昭和六十年四月一日から施行す
る。

附則 (平成五年一月三〇日郵政省令
第六六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年三月一五日郵政省令第一五号)

1 この省令は、公布の日から施行する。
 2 電気通信事業法施行規則、電気通信主任技術者規則、工事担任者規則、端末機器の技術基準適合認定に関する規則、電気通信事業報告規則及び電波法による伝搬障害の防止に関する規則(以下「関係省令」という。)に規定する書類の様式は、改正後の関係省令に規定する様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則 (平成二一年一月一一日郵政省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。
 附 則 (平成二二年九月二七日郵政省令第六〇号) 抄

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。(経過措置)

第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することができる。

附 則 (平成一三年一月二二日総務省令第一七五号)

この省令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一六年七月二二日総務省令第一〇七号)

この省令は、平成十六年七月十二日から施行する。

附 則 (令和二年一月一九日総務省令第一〇五号)

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則 (令和三年四月一六日総務省令第四八号)

この省令は、公布の日から施行する。
 附 則 (令和六年六月六日総務省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一号様式(第八条参照)

別表第二号様式(第八号参照)

別表第二号様式(第八号参照)

高層建築物等工事関係

総務大臣 殿

日 期(印)

氏 名(印)

高層建築物等について、年月日 申請した事務を次のとおり変更する旨で、電送(電送)の届出(届出)の提出により、(関係の届出を添えて)届け出る。関係の届出(届出)の提出により、(関係の届出を添えて)届け出る。

1. 関係省令(注1)	電送	非
2. 変更の内容(関係の届出を添えて)		
3. その他事務となる事項		

備 考 (日本郵政株式会社)

注1 法人又は団体の場合は、関係省令に定める事務所の所在地を記載すること。
 注2 法人又は団体の場合は、関係省令に定める事務所に代表者の職務及び氏名を記載すること。ただし、国の機関、地方公共団体、法律により設置された法人又は団体の設置による特例の適用(注3)がある場合は、関係省令に定める事務所の所在地を記載すること。
 注3 当該高層建築物等の関係及び関係における関係等の詳細を名めて記載すること。

別表第三号様式(第八号参照)

別表第三号様式(第八号参照)

高層建築物等工事関係

総務大臣 殿

日 期(印)

氏 名(印)

高層建築物等工事関係について、年月日 申請した事務を次のとおり変更する旨で、電送(電送)の届出(届出)の提出により、(関係の届出を添えて)届け出る。関係の届出(届出)の提出により、(関係の届出を添えて)届け出る。

1. 関係省令(注1)	電送	非
2. 変更の内容(関係の届出を添えて)		
3. その他事務となる事項		

備 考 (日本郵政株式会社)

注1 法人又は団体の場合は、関係省令に定める事務所の所在地を記載すること。
 注2 法人又は団体の場合は、関係省令に定める事務所に代表者の職務及び氏名を記載すること。ただし、国の機関、地方公共団体、法律により設置された法人又は団体の設置による特例の適用(注3)がある場合は、関係省令に定める事務所の所在地を記載すること。
 注3 当該高層建築物等の関係及び関係における関係等の詳細を名めて記載すること。